

日本賃貸保証株式会社が、特典としてプレゼントする「家財の味方」の概要説明です。

1・家財の保険 (家財一式補償特約付動産総合保険)

さまざまな家財の損害に…

火災、落雷、爆発、風災、水災、盗難などの事故によって、家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。



住宅内で偶然壊してしまったら？

住宅内での偶然な事故によって、家財が破損・汚損した場合に保険金が支払われます。(30万円限度、自己負担額1万円)



お引越し中の偶然な事故でも…

お引越し中の偶然な事故によって、家財が破損した場合などに保険金が支払われます。(100万円限度、自己負担額1万円)



保険金をお支払いする場合

- ①火災②落雷③破裂・爆発④風災・雹災・雪災 (損害額が20万円以上の場合) ⑤物体の飛来・衝突⑥水漏れ⑦騒擾⑧盗難 (現金は1事故について20万円、預貯金証書は1事故について150万円を限度に実際の損害額が支払われます。)
 - ⑨水災 (台風・暴風雨などによる洪水、高潮、土砂崩れなど)
 - a 損害額が保険価額(注)の30%以上の場合 損害額 × 70% (150万円を限度)
 - b 家財を収容する建物の床上浸水により、保険価額の15%以上30%未満の損害を被った場合 保険金額 × 10% (150万円を限度)
 - c aおよびbに該当せず、家財を収容する建物の床上浸水による損害を被った場合 保険金額 × 5% (150万円を限度)
 - ⑩破損・汚損
家財が収容される建物内での事故に限り、30万円を限度に実際の損害額から免責金額(自己負担額)1万円を差し引いた保険金が支払われます。
 - ⑪引越し中
保険証券記載の建物からの引越しのときの事故の場合に、100万円を限度に実際の損害額から免責金額(自己負担額)1万円を差し引いた保険金が支払われます。ただし①から③の事故および全損の場合は免責額は適用されません。
 - ⑫臨時費用
①から⑦の事故で保険金がお支払いされる時、損害保険金の30% (ただし、100万円を限度) が支払われます。
 - ⑬残存物取片づけ費用
①から⑦の事故で保険金がお支払いされる時、損害保険金の10%を限度として実費が支払われます。
 - ⑭失火見舞費用
①または③の事故で他人の所有物に損害を与えたとき、被災1世帯につき20万円をお支払いします。ただし、1事故につき保険金額の20%が限度となります。
 - ⑮損害防止費用
①から⑩の事故で損害の防止、軽減のために支出し、必要または有益と認められた費用が支払われます。
- (注) 保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再取得するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて現在の価格として算出した金額をいいます。

保険の対象に含まれない主なもの

- 建物収容中 ●自動車、船舶、航空機 ●通貨、預貯金証書(盗難のみ補償) ●有価証券、クレジットカード ●動物、植物 ●義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの ●コンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データ ●貴金属、宝石および書画、骨董などの美術品で1個(組)30万円を超えるもの ●稿本、設計書 ●被保険者の業務の用に供されるものおよび商品 など
- 引越し中 上記に加え、●携帯電話など携帯式通信機器

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者(保険の補償を受けられる方)などの故意または重大な過失 ●自然の消耗または性質によるさび、変色、欠陥 ●戦争、暴動 ●差押え ●核燃料物質に起因する事故 ●保険の対象に対する修理、清掃などの作業中の事故 ●電気的または機械的事故 ●詐欺または横領に起因して保険の対象に生じた損害 ●置き忘れまたは紛失 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●掻き傷、塗料の剥がれ落ちなど単なる外見上の損害 ●液体の流出に起因する損害 ●電球、その他管球類に生じた損害 ●楽器の弦の切断または打楽器の打皮の破損 ●楽器の音色または音質の変化 ●修繕・修理後の価額と損害発生直前の価額との差額による損害 など

2・日常生活でまさかの賠償責任 (個人賠償責任補償特約)

日常生活の賠償責任からお守りします。

ご家族の方が日本国内の日常生活において他人にケガをさせたり、他人のものをこわしたりして法律上の損害賠償責任を負ったとき(自動車による事故などを除きます)に賠償金が支払われます。



- ベランダから物が落ちて通行人にケガをさせた。

保険金をお支払いする場合

日本国内の日常生活において他人にケガをさせたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合、実際に支払った損害賠償金および争訟費用などが支払われます。(1事故3,000万円限度)

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意 ●被保険者の職務遂行に起因する事故 ●被保険者の同居の親族に対する損害賠償責任 ●借用品、預かり品の持ち主への損害賠償責任 ●被保険者と第三者との約定によって加重された損害賠償責任 ●自動車、航空機、船舶または銃器の使用、管理などに起因する事故 など

3・家主さんへの賠償責任 (借家人賠償責任補償特約)

家主さんへの賠償責任からお守りします。

火災、破裂・爆発により借りている戸室に損害を与え、借戸室の貸主(家主)に対して法律上の損害賠償責任を負った場合に賠償金が支払われます。



- ボヤで借戸室を焼失させ、家主さんから損害賠償請求を受けた。

保険金をお支払いする場合

火災や破裂・爆発の事故により借戸室や建物に損害を与え、その貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合、実際に支払った損害賠償金および争訟費用などが支払われます。(1事故1,000万円限度)

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意 ●借戸室の増改築、取りこわしなどの工事 ●戦争、暴動 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ●被保険者と貸主との約定によって加重された損害賠償責任 ●被保険者が借戸室を貸主に引き渡した後に発見された借戸室の損壊に起因する賠償責任 など

4・自費で修理することも… (修理費用補償特約)

住まいの修理義務からお守りします。

風災や盗難などの事故により、借りているお住まいに損害が生じた場合、賃貸借契約に基づき自分で修理しなければならないときもあります。そんなときの費用が支払われます。



この特約でお支払いするのは、賃貸借契約書上の借主の修理義務が定められている場合に限りです。

- 台風などで、物がとんできて窓ガラスが割れた。

保険金をお支払いする場合

借戸室に火災、落雷、破裂・爆発、台風、盗難などの事故により損害が生じた場合において、貸主との契約に基づき借主ご自身が修理費用を負担したときにその費用が支払われます。(1事故100万円限度、免責金額3,000円)ただし、借家人賠償責任補償特約で支払われる場合を除きます。

保険金をお支払いできない主な場合

- 被保険者の故意または重大な過失 ●戦争、暴動 ●地震もしくは噴火またはこれらによる津波 など

⚠ 賃貸保証委託契約の終了とともに、この保険も解約させていただきます。支払われる保険金は、すべて時価を基準に計算されます。